

テレワークの普及状況及び 普及・定着に向けた取組方針

2024年6月28日
第15回 テレワーク関係府省連絡会議



総務省

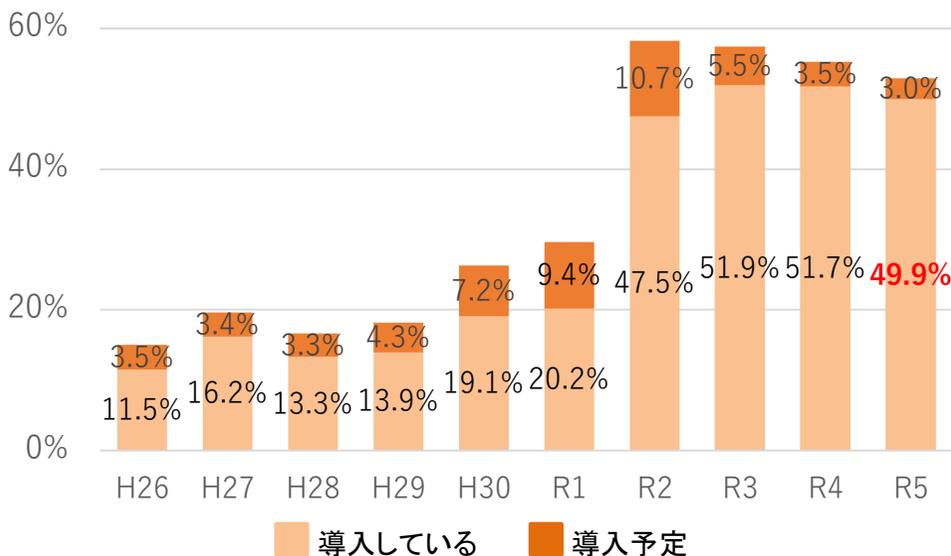
Ministry of Internal Affairs and Communications

テレワークの普及状況 「総務省通信利用動向調査」

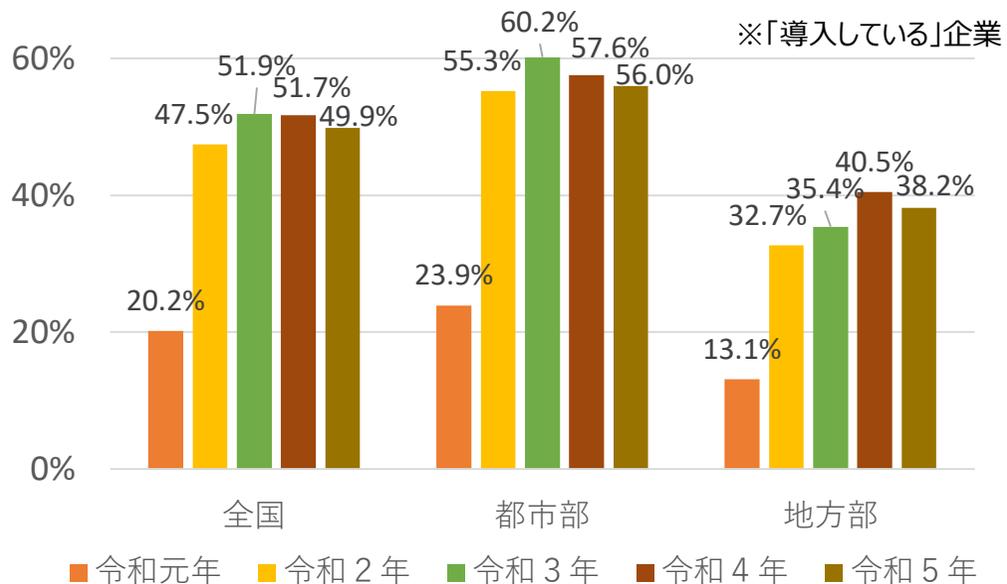
現状と普及の課題

- テレワーク導入率はコロナ禍で急速に進展した一方、出社回帰の流れも受け、令和5年は、引き続き、減少傾向（図1）。また、増加傾向にあった地方部も減少局面に転じており、依然、都市部との差は大きくなっている（図2）。
- 令和7年度の政府目標（注）の達成に向けては、都市部、地方部ともに増加に反転させる必要があり、①未導入企業への導入と、②導入済み企業の円滑な定着に向けて、取組の強化を図っていく必要がある。

テレワーク導入率（全国）【図1】



テレワーク導入率（地域別）【図2】



※「導入している」企業
 「都市部」：南関東、近畿、東海地域、「地方部」：南関東、近畿、東海以外の地域
 ※調査対象：常用雇用者規模100人以上の企業

（注）政府目標（デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023）施策集【令和5年6月9日閣議決定】）

- 2025年度（令和7年度）には、テレワーク導入企業の割合について、
 - 南関東・近畿・東海を除く地域では、令和3年度の35.4%から10ポイントの引き上げとなる45.4%を目指す。
 - 南関東・近畿・東海地域においては令和3年度の60.2%を維持。
 - これらにより全国では55.2%を目指す。（令和3年度の全国割合は51.9%）

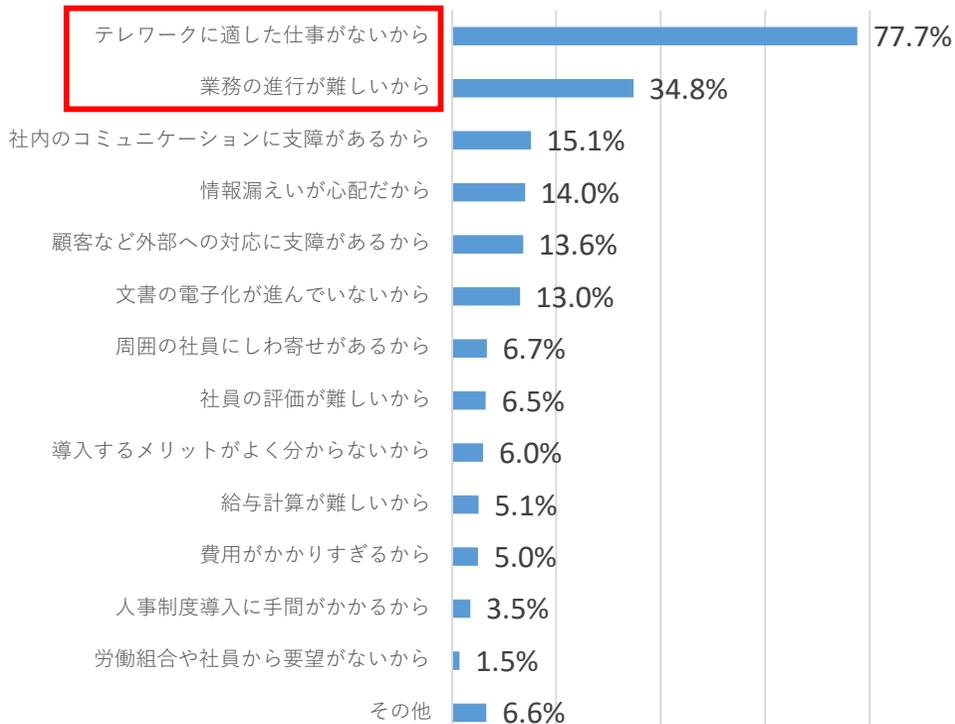
令和5年は対前年比で、
 全国で1.8%、都市部で1.6%、
 地方部で2.3%の減少

阻害要因

- 「①未導入企業への導入」に関し、企業がテレワークを導入できない理由については、「テレワークに適した仕事がないから（77.7%）」「業務の進行が難しいから（34.8%）」が大きく（図3）、現場があったり、出社しないとできない業務があることが、大きなハードルになっていることが想定される。
- 「②導入済み企業の円滑な定着」に関し、テレワーク実施時のデメリットについては、コミュニケーションの難しさから生じる課題が大きいものとなっている（図4）。

「①未導入企業への導入」関係

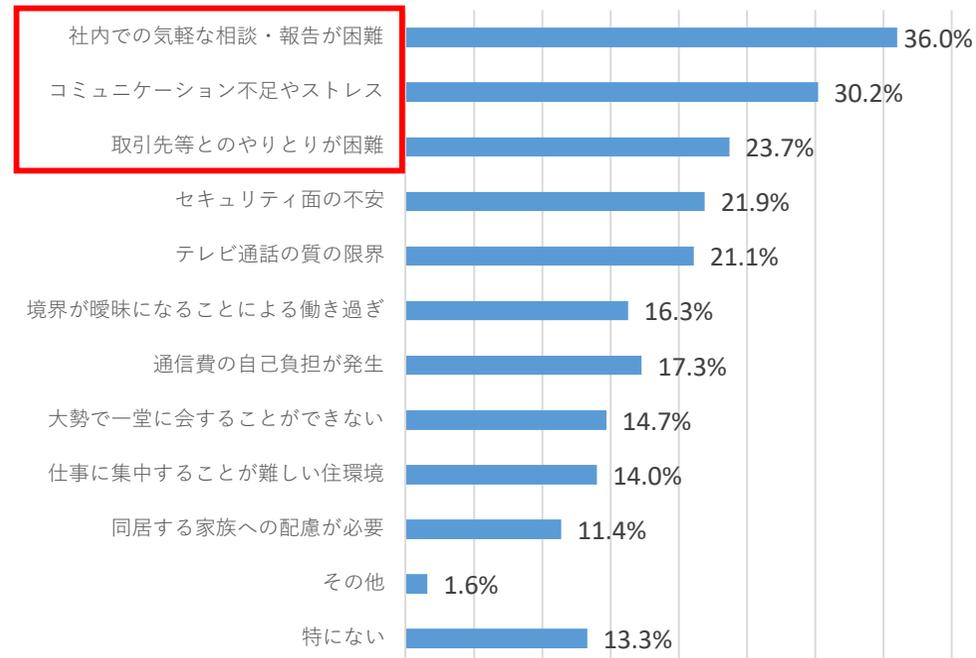
テレワークを導入していない企業における「導入しない理由」【図3】



【出典】総務省「令和5年 通信利用動向調査」（2024年6月）

「②導入済み企業の円滑な定着」関係

テレワークのデメリット【図4】



【出典】内閣府「第6回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（2023年3月調査）

取組方針

テレワークのメリットを訴求することにより、経営者の意識改革を促すこととあわせて、

- ①テレワーク未導入企業に対しては、導入できないと考える要因を取り除くための施策を実施
- ②導入済み企業に対しては、円滑な定着に向けて、デメリットの解消に資する施策を実施

①未導入企業への導入

(ア)テレワークを導入できないと考える要因の除去

- 啓発・専門家の相談サービス等を通じた**経営者の認識の転換**
 - ・導入が馴染まないとされている業態の企業における活用・業務改革事例の紹介等
 - ・業務のデジタル化・分業化によるテレワーク導入環境の整備

(イ)テレワーク導入・活用メリットの訴求

- 周知啓発活動等を通じた**経営者の意識改革**
 - ・離職率低下や従業員満足度向上、生産性向上等の経営効果が発揮されている事例紹介、効果に関する定量的なデータの周知等

②導入済み企業の円滑な定着

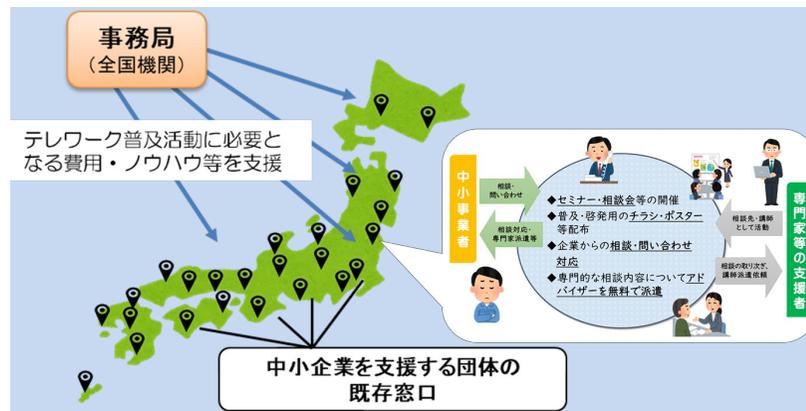
(ウ)テレワーク実施の際のデメリットの解消

- 啓発・専門家の相談サービス等を通じた、**課題に応じた導入支援**
 - ・コミュニケーション活性化に係る社内ルールや工夫等の取組事例の周知
 - ・セキュリティの確保も踏まえたリモートアクセスツールの導入方法等

「Ⅰテレワークを導入・改善しようとする企業等に対する相談支援（テレワーク・ワンストップ・サポート）」及び「Ⅱ優良事例の表彰などテレワーク月間における普及啓発」の中で、「(ア)テレワークを導入できないと考える要因の除去」「(イ)メリットの訴求」「(ウ)デメリットの解消」に対応した取組を関係府省との連携により実施

Ⅰ テレワーク・ワンストップ・サポート（厚生労働省と一体事業運営）

- テレワークの導入・改善を検討している企業・団体の希望に応じ、専門家(※)が無料コンサルティングを実施。
※テレワークに係るセキュリティ、ICTツール、労務管理の専門家（テレワークマネージャー）
- 各地域にテレワークの一次相談窓口を整備。
→ 導入できないと考えている企業に対して、アウトリーチでの事業周知を行い相談ニーズを掘り起こすとともに、テレワークを導入できる環境整備として、デジタル化を含む業務改革を助言



Ⅱ テレワーク月間における普及啓発（関係府省と連携）

- 11月を「テレワーク月間」とし、テレワーク月間実行委員会(※)により、テレワークの普及促進に向けた情報発信等の取組を集中的に実施。
※ 内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、(一社)日本テレワーク協会、日本テレワーク学会により構成
→ 「テレワークのメリットの再発信と導入・定着の阻害要因解消の機会創出」「テレワーク導入の契機となる改正育児・介護休業法への対応」を開催テーマ(案)として設定
- 各府省より、経済団体、業界団体、国機関、都道府県、政令市等に対して、「テレワーク月間」を契機としたテレワークの実践・働きかけについて、協力依頼を発信し、特に経営者・首長等への直接的な啓発の機会となるよう図っていく。
- テレワークの活用において優れた取組を実施している企業等を表彰。
※令和6年度においても、厚生労働省、内閣府地方創生推進室が実施する表彰制度と連携し、更なるテレワークの裾野拡大を図る。
→ テレワークのメリットの再発信と導入・定着の阻害要因解消の機会となるよう、それらに対応した表彰の評価項目を追加等。表彰事例については、影響力の大きいメディアを活用し発信強化



テレワーク月間ロゴ

